

訪問型サービスの対象者

サービス種別	介護予防訪問サービス	生活支援訪問サービス	住民主体訪問サービス
対象者	<p>原則要支援者で、下記要件のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●既にサービスを利用している方で、利用の継続が必要なケース ●認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方、もしくは、障害高齢者の日常生活自立度A以上の方で、訪問介護員によるサービスが必要なケース（※） 	<p>要支援者 事業対象者</p>	<p>要支援者 事業対象者</p>

（※）

- 新規の利用者で、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上もしくは障害高齢者の日常生活自立度A以上に該当しない場合でも、日常生活の過ごし方や、心身の状態像、家族の支援の状況、ご本人やご家族の希望などを十分に把握し、介護予防訪問サービスが必要と判断された場合は、介護予防訪問サービスの利用が可能。
- 生活支援訪問サービスの対象者であっても、地域においてサービス提供事業者が確保できない場合は、当分の間、介護予防訪問サービスをご利用いただくことが可能。